

各所属所長 殿

一般財団法人宮城県教職員互助会理事長
(公印省略)

一般財団法人宮城県教職員互助会運営規則及び給付規程の一部改正について (通知)

このことについて、別紙のとおり改正されましたので御承知願うとともに、会員に周知願います。
なお、改正の概要等は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

(1) 運営規則関係 (令和5年4月1日施行)

現行、定年退職した日の翌日から引き続き再任用等で互助会に加入した場合、会員資格を一旦喪失し再加入する取扱いとしているものを、令和5年度の退職者からは会員資格を一旦喪失することなく継続する取扱いに変更する (2)のハの「退会餞別金」の給付事例参照。)

(2) 給付規程関係

イ 災害見舞金 (令和4年4月1日から遡及適用)

災害により通勤等に用いる自動車が損害を受け廃車した場合、給付の条件は「永久抹消登録」のみとしていたが、「一時抹消登録」で自動車を廃車した場合を条件に加える。

なお、令和4年4月1日に遡及して適用するため、令和4年度中に大雨等により被害を受け対象になる方については、請求手続きをお願いします。

ロ リフレッシュ給付金 (令和5年4月1日施行)

令和5年度から職員の定年退職年齢が段階的に60歳から65歳まで引き上げられることに伴い、支給基準として新たに「60歳に達したときに30,000円」を加える。

ハ 退会餞別金 (令和5年4月1日施行)

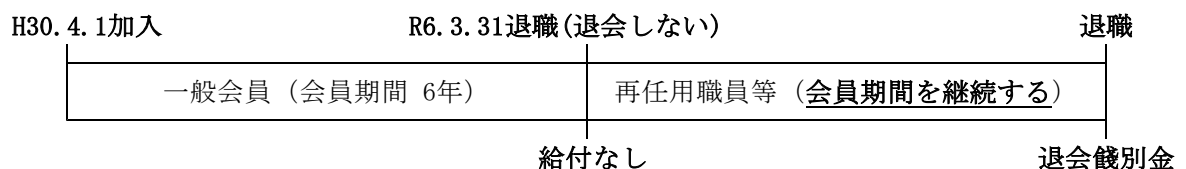
1-(1)の運営規則の改正に伴い、会員資格の取扱いが変更になることから、退会餞別金の給付条件についても、最終的な退会時に給付するよう変更する。

なお、給付事例については、次のとおりです。

変更前 令和5年3月31日までの退職者の取扱い



変更後 令和5年4月1日以降の退職者の取扱い



ニ 人間ドック助成，脳検診助成（令和5年4月1日施行）

隔年の給付を明示するため，支給基準である「前年度受診者は除く。」の文言を「前年度受診分の受給者は除く。」に変更する。

ホ インフルエンザ等予防接種助成（令和5年4月1日施行）

宮城県教育委員会，公立学校共済組合宮城支部，教職員互助会が実施する会場型のインフルエンザ予防接種を受けた場合の取扱いとして，「提出書類は不要とする。」旨の文言を加える。

2 改正の内容

別紙「一般財団法人宮城県教職員互助会運営規則及び給付規程の一部改正新旧対照表」のとおり

3 施行年月日

令和5年4月1日（ただし，短期給付事業の「災害見舞金」については，令和5年2月9日から施行し，令和4年4月1日から遡及して適用する。）

担当：一般財団法人宮城県教職員互助会
総務事業班
(宮城県教育庁福利課内)

電話：022-211-3678

FAX：022-211-3692

一般財団法人宮城県教職員互助会運営規則の一部改正新旧対照表

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)	備 考
<p style="text-align: center;">一般財団法人宮城県教職員互助会運営規則</p> <p style="text-align: right;">(平成25年4月1日 制 定)</p> <p>第1条～第2条 (略) (会員)</p> <p>第3条 この法人に会員を置く。 2 会員になることができる者は、次の各号に掲げる者（以下「組合員等」という。）とする。ただし、一般財団法人宮城県職員互助会の会員、非常勤職員又は短時間勤務の職員、臨時的任用職員又は会計年度任用職員（以下「臨時的任用職員等」という。）で任用期間が6月未満の者を除く。 (1) 公立学校共済組合宮城支部（以下「共済組合支部」という。）の組合員 (2) 教職員互助会事務局の職員 (3) 理事長が指定した団体（以下「指定団体」という。）の役員及び職員 (4) その他、前各号に準ずる者として理事会が承認した者</p> <p>第4条 (略) (会員の資格の喪失等)</p> <p>第5条 会員が次の各号の一に該当したときは、その翌日から会員の資格を失う。 (1) <u>退職したとき（ただし、退職した日の翌日から第3条第2項各号に掲げる組合員等となり、会員として継続する場合を除く。）</u> (2) 死亡したとき (3) 第3条第2項各号に掲げる組合員等でなくなったとき、又は同項ただし書の規定に該当するに至ったとき (4) 脱会したとき 2～3 (略)</p> <p>第6条～第18条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">一般財団法人宮城県教職員互助会運営規則</p> <p style="text-align: right;">(平成25年4月1日 制 定)</p> <p>第1条～第2条 (略) (会員)</p> <p>第3条 この法人に会員を置く。 2 会員になることができる者は、次の各号に掲げる者（以下「組合員等」という。）とする。ただし、一般財団法人宮城県職員互助会の会員、非常勤職員又は短時間勤務の職員、臨時的任用職員又は会計年度任用職員（以下「臨時的任用職員等」という。）で任用期間が6月未満の者を除く。 (1) 公立学校共済組合宮城支部（以下「共済組合支部」という。）の組合員 (2) 教職員互助会事務局の職員 (3) 理事長が指定した団体（以下「指定団体」という。）の役員及び職員 (4) その他、前各号に準ずる者として理事会が承認した者</p> <p>第4条 (略) (会員の資格の喪失等)</p> <p>第5条 会員が次の各号の一に該当したときは、その翌日から会員の資格を失う。 (1) 退職したとき <hr/> (2) 死亡したとき (3) 第3条第2項各号に掲げる組合員等でなくなったとき、又は同項ただし書の規定に該当するに至ったとき (4) 脱会したとき 2～3 (略)</p> <p>第6条～第18条 (略)</p>	<p>退職後に引き続き臨時的任用職員等になって、会員資格の継続を希望する場合は、会員資格は一旦喪失することなく継続するよう取扱いを変更する。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

一般財団法人宮城県教職員互助会給付規程別表の一部改正新旧対照表

改 正 後 (新)				改 正 前 (旧)				備 考		
イ 厚生給付事業				イ 厚生給付事業						
給付の種類	条 件	給 付 額 及 び 支 給 基 準		提出書類	給付の種類	条 件	給 付 額 及 び 支 給 基 準		提出書類	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
リフレッシュ給付金	会員が <u>右の年齢</u> に達したとき。	30歳に達したとき 40歳に達したとき 50歳に達したとき 60歳に達したとき	30,000円 30,000円 30,000円 30,000円	自動給付	リフレッシュ給付金	会員が <u>30歳、40歳及び50歳</u> に達したとき。	30歳に達したとき 40歳に達したとき 50歳に達したとき	30,000円 30,000円 30,000円	自動給付	60歳に達したときの給付額を追加する。
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
退会餞別金	会員が <u>退職(死亡退職を含む。)</u> したとき(退職した日の翌日から引き続き運営規則第3条第2項各号に定める組合員等となり、会員として継続する場合を除く。)。又は他の共済組合の組合員となったとき(継続会員は除く。)	在会期間3年以上10年未満 30,000円 在会期間10年以上 50,000円 (在会期間は平成23年4月1日以降の期間とし、当該期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)	退会餞別金請求書	退会餞別金	会員が <u>退職(死亡退職を含む。)</u> し、 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 又は他の共済組合の組合員となったとき(継続会員は除く。)	在会期間3年以上10年未満 30,000円 在会期間10年以上 50,000円 (在会期間は平成23年4月1日以降の期間とし、当該期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)	退会餞別金請求書	退職後に引き続き臨時的任用職員等になって互助会に加入する場合、会員資格は一旦喪失することなく継続することとし、最終的な退会時に退会餞別金を支給するよう取扱いを変更する。		

一般財団法人宮城県教職員互助会給付規程別表の一部改正新旧対照表

改 正 後 (新)				改 正 前 (旧)				備 考
ウ 福祉事業								
給付の種類	条 件	給 付 額 及 び 支 給 基 準	提 出 書 類	給付の種類	条 件	給 付 額 及 び 支 給 基 準	提 出 書 類	
人間ドック 助成	公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する人間ドックを受診したとき又は指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が人間ドックを受診したとき。ただし、人間ドックの種類は、1日コース又は宿泊コースに限るものとする。	会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未済の場合は、その額とする。ただし、一会計年度1回限りとし、 <u>前年度受診分の受給者は除く。</u> (1) 1日コース 限度額 5,000円 (2) 宿泊コース 限度額 8,000円	公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する人間ドックの申込時、教職員互助会への情報提供に同意し、受診した場合は自動給付とするため、提出書類は不要とする。 なお、教職員互助会への情報提供に同意しない会員、指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が受診した場合は、次の書類を提出すること。 (1) 人間ドック助成金請求書 (2) 領収書 (原本)	人間ドック 助成	公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する人間ドックを受診したとき又は指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が人間ドックを受診したとき。ただし、人間ドックの種類は、1日コース又は宿泊コースに限るものとする。	会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未済の場合は、その額とする。ただし、一会計年度1回限りとし、 <u>前年度受診者は除く。</u> (1) 1日コース 限度額 5,000円 (2) 宿泊コース 限度額 8,000円	公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する人間ドックの申込時、教職員互助会への情報提供に同意し、受診した場合は自動給付とするため、提出書類は不要とする。 なお、教職員互助会への情報提供に同意しない会員、指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が受診した場合は、次の書類を提出すること。 (1) 人間ドック助成金請求書 (2) 領収書 (原本)	支給基準の文言を一部変更する。
脳検診助成	公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する脳検診を受診したとき又は指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が脳検診を受	会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未済の場合は、その額とする。ただし、一会計年度1回限りとし、 <u>前年度受診分の受給者は除く。</u> 限度額 2,000円	公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する脳検診の申込時、教職員互助会への情報提供に同意し、受診した場合は自動給付とするため、提出書類は不要とする。	脳検診助成	公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する脳検診を受診したとき又は指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が脳検診を受	会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未済の場合は、その額とする。ただし、一会計年度1回限りとし、 <u>前年度受診者は除く。</u> 限度額 2,000円	公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する脳検診の申込時、教職員互助会への情報提供に同意し、受診した場合は自動給付とするため、提出書類は不要とする。	

	診したとき。		<p>なお、教職員互助会への情報提供に同意しない会員、指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が受診した場合は、次の書類を提出すること。</p> <p>(1) 脳神経診助成金請求書 (2) 領収書(原本)</p>		診したとき。		<p>なお、教職員互助会への情報提供に同意しない会員、指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が受診した場合は、次の書類を提出すること。</p> <p>(1) 脳神経診助成金請求書 (2) 領収書(原本)</p>	
インフルエンザ等予防接種助成	<p>会員が医療機関等で、予防接種法に定めるインフルエンザ等の予防接種を受けたとき。</p>	<p>会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未済の場合は、その額とする。ただし、一会計年度1回限りとし、その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p> <p style="text-align: right;">限度額 2,000円</p>	<p>(1) インフルエンザ等予防接種助成金請求書 (2) 領収書(原本) (3) <u>宮城県教育委員会、公立学校共済組合宮城支部、教職員互助会が実施する会場型のインフルエンザ予防接種を受けた場合、提出書類は不要とする。</u></p>	インフルエンザ等予防接種助成	<p>会員が医療機関等で、予防接種法に定めるインフルエンザ等の予防接種を受けたとき。</p>	<p>会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未済の場合は、その額とする。ただし、一会計年度1回限りとし、その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p> <p style="text-align: right;">限度額 2,000円</p>	<p>(1) インフルエンザ等予防接種助成金請求書 (2) 領収書(原本)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>宮城県教育委員会、公立学校共済組合宮城支部、教職員互助会が実施する会場型のインフルエンザ予防接種を受けた場合の提出書類の取扱いを追加する。</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表ア短期給付事業の災害見舞金の項条件の欄の規定は、令和5年2月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>								